

恵庭市 精神障がい者

地域活動支援センター等通所交通費助成 を受けられる方へ

恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成の助成を受けられることになりました。

今後の請求にあたって、次のことをお願いいたします。

「交通費助成金請求書」

(第3号様式)

を記入します。

請求書は、月の初日から末日までの1ヶ月の通所について記入し、通所先の証明もお受けください。(記入例をご参考ください。)

月の途中で申請された方は、助成が決まった日以降からが対象となります。

「交通費助成金請求書」

(第3号様式)

を提出します。

翌月10日までに提出してください。

請求書は持参もしくは郵送で提出できます。

指定の口座へ
助成金をお振込みします。

助成金は請求のあった日の月末までに、申請書にて指定された口座に振り込みます。

※翌月10日を超えても請求・振込可能ですが、年度を超えての請求はできません。ご注意ください。

○以下のいずれかの変更があった場合には、喪失・変更届の提出が必要となります。

- ・住所または氏名を変更したとき
- ・通所事業所を変更したとき
- ・利用している交通機関を変更したとき
- ・利用している交通機関の交通費が改正されたとき
- ・口座振込みする金融機関を変更したとき
- ・受給資格を喪失したとき

* ご不明な点がございましたら、お問合せください。



お問合せ・申請請求先



恵庭市保健福祉部障がい福祉課

恵庭市京町1番地

TEL (0123) 33-3131

FAX (0123) 32-1155